



**Discussion Paper Series**

No.30

戦前中国の統計機構と政府統計

王 健・清川雪彦

April 2004

**Hitotsubashi University Research Unit  
for Statistical Analysis in Social Sciences**  
A 21st-Century COE Program

Institute of Economic Research  
Hitotsubashi University  
Kunitachi, Tokyo, 186-8603 Japan  
<http://hi-stat.ier.hit-u.ac.jp/>

# 戦前中国の統計機構と政府統計

王 健・清川雪彦\*

## I はじめに

戦前期中国の統計資料は、一般にかなり非体系的にして、且つそのカヴァレッジや信頼度、あるいはその統計を収集編成した機関等に関する情報も乏しいため、利用にあたっては大いなる注意が必要とされよう。

しかし経済史の分野にあっても、統計情報はきわめて重要な情報源であり、その利用に際しては、多少ともそれらを編纂公表した統計機関や、統計の生成過程に関する知識や情報を把握しておくことは、統計の適切な利用の観点からも必要不可欠なことと思われる。

それゆえ本稿では、十分とはいえないまでも、重要な政府統計、すなわち「政府機関（含む地方政府）により収集・整備され活用・公表される統計」の一部について<sup>1</sup>、断片的な新資料等をも繋ぎ合わせ、その有効性や限界とともに、背後に存在した統計編纂機関の実態ならびに編纂過程について確認しておくことは、今後の数量経済史的研究の進展にも間接的ながら大きく資するところがあるものと思われる。

さらにいえば、通常統計の収集には、その国の社会構造や教育水準さらには文化などが色濃く反映されるほか、調査を専門的に担当する政府の統計機関が存在するか否か、あるいはまたその組織の予算や担当人員の専門的知識や訓練度など組織全般、すなわち調査時点での統計組織の整備状況そのものが大きな影響を与えるといつてよい。それゆえ本稿では、戦前中国の統計機構ならびに統計機構のもつ権限やその成立経緯、あるいはそこで作成された政府統計、とくにその収集方法や編纂過程などに焦点を当てながら、行論を展開したいと考える。

---

\* 王健（東京大学大学院経済学研究科助手）・清川雪彦（一橋大学経済研究所教授）。なお本研究は Hi-stat COE マクロ・歴史統計班の研究の一部を構成するものである。

<sup>1</sup> なお民間統計、すなわち「業界団体や民間の研究機関やジャーナリズム、研究者など非政府系組織により収集整理された統計」に関しては、その存在や所在に関する情報が更に不十分なため、ここでは政府統計の一部とそれらに関する組織に限定して議論を展開したい。

なおそれらの分析に当たり、まず以下の 2 点に留意される必要がある。(1) 政府統計は業務上の報告統計や調査統計として収集されるのが一般的であるゆえ、その専門機構が行政システムの一環として組み込まれている行政そのものの機能性やその実行力とも深く関わり、その整備も国の政治行政制度の完成度によって強く制約される。それゆえ、機構の成立経緯や人員、予算ならびにそこから生成した統計情報などを明らかにする必要があるが、それと関連する行政組織全般、とりわけ統計機構に関する様々な行政規程や統計法規、ならびに各種の調査規則などをも同時に検討・吟味することも重要である。

加えて (2) 統計データの収集にあたっては、中央政府と地方政府の協力・補完関係が不可欠である。その意味で地方統計制度は重要であり、調査現場の状況、つまり地方統計機構の実態や地方統計の作成方式、例えば各省や県での報表制度の整備度や調査員の訓練、調査費用の確保など地方統計制度そのものも、分析検討の視野に入れなければならないといえよう。

こうした目的ゆえここでの分析は主に 1910 年前後から 1930 年代後半までの約 30 年間に限定する。とくに分析の中心は利用可能な資料がやや増える 1930 年代であり、代表的政府統計たる人口統計や農業・工業などの生産統計が、主に検討されよう。またこれまでの民国期の統計制度の歴史の変遷に関する先行研究や、様々な統計の解説なども<sup>2</sup>、我々の考察に際しても大いに参考になった。ただここでは、我々独自の資料収集による各種の法規や、雑誌『統計月報』掲載の地方統計組織に関する情報、ならびに公刊された各種総合統計書などを利用し、従来より一歩立ち入った分析が展開されていると考える。

以下第Ⅱ節では、主に統計機構の成立や統計組織の整備などに絞り、特に地方統計制度に着目しながら、調査制度の成立状況を見る。また第Ⅲ節では政府統計の実態を取りまとめながら、人口統計・農業統計・工業統計を代表例としてとりあげ、統計情報の収集ルートや統計組織との関連といった統計データの生成過程を明らかにしよう。そして最後の第Ⅳ節では、統計組織の整備という観点から、戦前中国の政府統計を総合的に評価しておきたい。

## Ⅱ 政府統計機構

### 1 清末民初の政府統計機構

#### 1-1 清末：統計機構の新設

---

<sup>2</sup> 今までの代表的な研究としては、例えば劉大鈞[1930]、朱君毅[1988]、劉叔鶴[1990]、李恵村・莫日達[1993]などが挙げられる。なお、本文中の〈 〉は、中が中国語であることを示す。

清朝末期に入り、中国は考察政治院を設立し、専門機関をもって西洋諸国の政治行政状況などを調べ始めた。1907（光緒 33）年、考察政治院は憲政編查館として生まれ変わり、様々な法律・規程の整備および全国統計に関する行政を主な業務とすることとなった。これにより、中国史上初の全国統計の専門機関が成立した。すなわち当時の憲政編查館には、中央と地方における既存法律・規程の統一や法規体系の整備などを業務とする編制局が存在したほか、財務や会計などの業務と完全に独立・分離した統計局もまた同時に設立されている。しかも報表制度の整備や全国統計の編成などは統計局の主務として規定された<sup>3</sup>。

翌 1908（光緒 34）年、中央での民政、度支（財政）、陸軍、郵便、農工商など各部に統計処という専門調査機構が設立された<sup>4</sup>。また各省政府〈督抚衙門〉では、統計科と法政科を持つ調査局も各省の専門調査機関として次第に設けられた。その統計科は外交・民政・財政統計、そして教育・軍政・司法統計、さらに農業・交通統計などを管轄する 3 つの係〈股〉によって構成される。それに加え、各司・道・府・州・県にも統計処の設置が定められたので、図 1 に示されるような全国的な統計機構が、制度的には一応整備できたと思われる。言うまでもなく、各省の調査局は省の行政長官〈督抚〉の命に従うが、中央での統計局の業務命令や指導などをも受けなければならないのである<sup>5</sup>。

ところで、戦前中国の統計は何も統計局のような専門機関が完全に整備されてからはじまった訳ではない。例えば歴史上、戸籍や税金、土地や食糧など通常行政上必要な様々な情報が早い段階から、業務統計の形として収集されていたことが分かっている<sup>6</sup>。また、事実として 1859（咸豊 9）年、イギリス人が支配権を握った海関では、統計科という専門機関がすでに設置され、近代的統計方法を用いて月報、年報などの形で海関貿易に関する統計の編集を長年にわたって行ってきたことがよく知られている<sup>7</sup>。

ただし、1911 年に辛亥革命が起こり、翌年中華民国の北洋政府が成立した事情もあり、そのような清末に新しく整備された統計機構が、果たして十分に機能したか否かに関しては、情報不足のため、これまで知るところは極めて少ない。しかしながら以下のような

---

<sup>3</sup> 憲政編查館は庶務処や考核科の他、編制局、統計局、官報局の 3 局を持つ。その際統計局の業務は、例えば〈各部院，各省应就其所管之事，详细列表，按期咨送臣馆，臣馆总汇各表，即以推知国家现势之如何〉として企画されている（劉叔鶴[1990、322 頁]を参照）。

<sup>4</sup> 呉大鈞[1932]は、民政部統計処は調査科・編制科 2 科により構成されるが、郵便部では総務や道路、郵便など業務 5 科があると指摘している。

<sup>5</sup> ここでの司、道、府、州など地方行政制度に関しては、県と同じように理解してよい。清朝の地方行政制度、例えば省や司、道、府、州、県の行政組織についての詳細は、程幸超[1992]を参照。1911 年、省での調査局は統計局として改組されたこともある。また予算としては、例えば 1911 年広西省調査局の予算は、銀 100,500 両である（広西壮族自治区統計局（編）[1989]）。

<sup>6</sup> 例えば、戸口調査による人口数は、1844（道光 24）年、1901（光緒 27）年はそれぞれ 419,441,336 人と 426,447,325 人との記録がある。

<sup>7</sup> 海関統計に関しては南亮進[2004、第 8 章]を参照されたい。

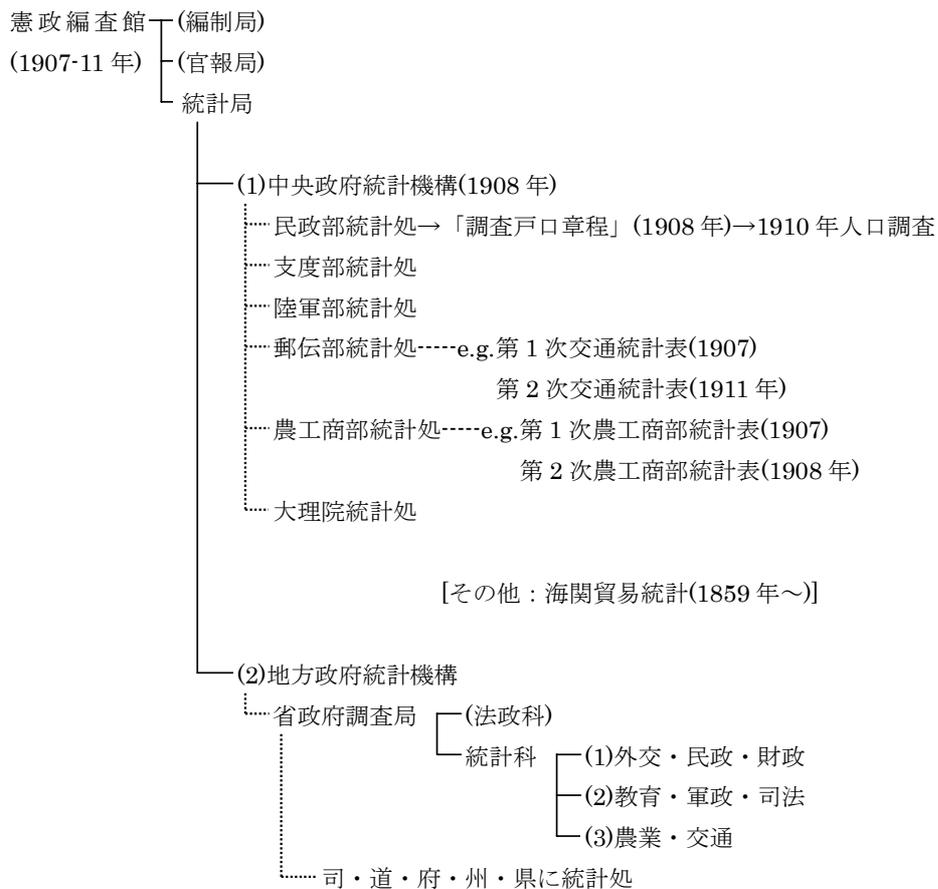


図1 清末期の政府統計機構

(出所) 筆者作成.

諸点は事実として挙げられる。まずは統計機構が制度上に創られたことに伴い、行政上の報表制度が着々と進んだこと。例えば表1に示されるごとく、1909（宣統元）年憲政編查館で定められた報表数では、内務統計は中央76、地方72、財政統計は中央90、地方88となっている。翌年さらに実業、教育、司法、外務統計に関して、中央と地方の表式がそれぞれ決められている。

またこの時期に公表された諸統計としては、海関貿易統計のほかに、以下のものが挙げられる。農工商部においては、1907・08（光緒33・34）年にそれぞれ第1次、第2次統計表が作成された。また郵伝部は1907年第1次交通統計表を、4年後の1911（宣統3）年には第2次交通統計表を公表した。その中には郵政統計も含まれる。つまり1897（光緒23）年に郵政局は既に設けられていたが、同局の統計は、この時期になりようやく海関貿易統計から切り離されるようになったのである。また学部総務司は、1907年から1909年まで

表1 清末民初の政府統計における報表の種類とその数

	清末期		民初期	
	中央表	地方表	地方表	補注
内務統計	76種	72種	203種	民国2年7月内務部の規則(省(道)表式113種、県表式90種)
実業統計	53	38	110	民国元年工商部は表式61種、民国2年農林部は表式49種
財政統計	90	88	59	民国2年1月財政部の調査通則
教育統計	67	40	3	民国3年8月教育部の規則(省・県・学校計3種類の統計表)
司法統計	60	41	27	民国2年7月司法部の規則(民事表式10種、刑事表式17種)
外務統計	37	17	不明	

- (注)1. 内務統計と実業統計については、清末期は民政部と農工商部がそれぞれを担当。  
 2. 原資料での清末期の「部表」と「省表」は、ここでは中央表と地方表として表記されている。  
 (出所) 清末期は広西壮族自治区統計局(編)[1989]と劉叔鶴[1990]、民初は蔡鴻源(主編)[1999]と『政府公報』(民国元年11月份、民国2年5月份)などでの資料や様々な調査規則(注12が詳しい)をもとに筆者作成。

の教育統計図表を3回作成している。さらに民政部は、1908(光緒34)年<調査戸口章程>11章40条により表式を5件制定・公布した。かくして宣統年間には人口調査が各地で行われ、中国の近代人口調査に大きな影響を与えたといわれる<sup>8</sup>。

その他、海外の統計理論や思想あるいは学問としての統計学の考え方などが、専門書の翻訳や出版、教科書の編集などを通じて中国に導入・紹介され、統計の重要性が次第に認識されるようになると共に、統計の知識も広く普及し始めたことが様々な事実から窺える<sup>9</sup>。

## 1-2 北洋政府：清末制度の継承とその挫折

民国初期の北京北洋政府は行政の安定性が乏しく、中央行政各部の内部組織間の調整も頻繁に行われた。しかしながら1912(民国元)年には、新設された中央各部に、清末期の制度を継承した専門統計機構が設けられている。当初設立された10部(内務、財政、農林、工商、教育、交通、外交、司法、陸軍、海軍)の総務庁には統計科が庶務科や文書科などと並んで存在した。その後官制の修正や行政の整理などが起こり、統計機構にも様々な変化が生じた。例えば1914(民国3)年、農林・工商2部を合併して新しく出来た農商部にも統計科が設置されたことが確認できる。また財政部統計科は、1913(民国2)年になくなったが、民国4年に復活している。司法部の統計科は、1915(民国4)年に統計処となる。これらにより、1912年以降の北洋政府期の主な行政部門においては、規模の差はある

<sup>8</sup> 王士達[c1933]では<調査戸口章程>の詳細や宣統年間の人口調査の実態などが詳しく記述されており、大変有用である。

<sup>9</sup> 代表例として例えば、日本の横山雅男の『統計講義録』、『統計通論』などは、それぞれ1903年、1907年に中国語に翻訳された。また中国人学者の手によって編纂された最初の教科書『統計学』、『統計学綱領』なども、1907年や1909年頃に出版されている(李恵村・莫日達[1993]を参照)。

ものの、概ね専門的な統計組織が引き続き統計業務を担当したと、我々は推測する<sup>10</sup>。また1916（民国5）年、＜国務院統計局官制＞が公布され、行政各部での統計の統一や、全国統計の編成などを司る総合統計機構が、ここによりやく設置されるに至ったが、その設立はたいへん遅く、しかもほぼ機能しなかったといつてよい<sup>11</sup>。

ただ清末期には既に報表制度があり、民国初期にも、行政運営の状況を把握するため、各地方に様々な統計表を編成すべく、中央の行政各部が強く要請したことは事実である。例えばこれまでに我々が確認できている限りでは（表1を参照）、内務部による内務統計は土地、人口、選挙、宗教、警察、土木、衛生、救済の8類に分けられ、所定の地方表式の数は203にのぼる。また財政部の財政統計では、規定された地方表式の数は59にのぼり、財政の収入・支出に関する統計は、それぞれ10種類と8種類に区分のうえ編成されている。教育統計も省教育統計、県教育統計、学校教育統計の3種類に分けられ、教育部によって規定された表式をそれぞれ用いて編成することと定められている。さらに農林統計、工商統計など実業統計に関しても詳しい規定があり、所定の規則に従い要求された形で調査・集計をするよう、各省の政府は命じられている。その他、人口統計としての戸口調査に関しても、詳しい規定が存在した<sup>12</sup>。

言うまでもなく、広い中国での統計調査および全国統計の編成に対して、様々な命令や規則を作ることで、地方行政組織の整備、またそれに伴って調査を実行できる統計機構の設置こそ決定的に重要であり、はるかに困難でもある。実態としては決して満足のできる状況ではなかった。例えば、広西省では清末期には調査局があったものの、民初には専門的な調査機関はなかった。また財政部は、1917（民国6）年省庁の統計機関がなかったがゆえ、これまでの財政統計が不完全であったことを深く反省し、各省財政庁に直ちに専

---

<sup>10</sup> 民国初期の統計機構の設置状況を、年代に沿って確認することは容易ではない。当時の状況については、呉大鈞[1932]が大いに参考となる。なお本節の記述は主として、銭実甫[1984]や、民国6年の＜成立各省財政庁内統計専科＞（蔡鴻源（主編）[1999、7巻]、民国4年の＜司法部統計処覆核表冊辦法＞（蔡鴻源（主編）[1999、10巻]）などの資料によっている。

<sup>11</sup> 民国5年5月の＜国務院統計局官制＞（蔡鴻源（主編）[1999、7巻]）により、各部院統計の統一、各部院に専属せざる統計事項、統計報告の刊行、国際統計事務、そして各官署の統計会議の5つの事項は統計局の所管事務として規定された。ただし呉大鈞[1932]は、統計局が機能しなかったと指摘している。また北洋政府期の政治制度は不安定だった（銭実甫[1984]を参照のこと）ため、統計局がその所轄事務を執行するのは、ほぼ不可能に近かったと考えられる。

<sup>12</sup> 詳しくは民国2年7月の＜内務部統計表編成暫行規則 附表式＞や、民国2年1月の＜財政統計調査報告暫行通則及表式解説＞（蔡鴻源（主編）[1999、16巻]）、民国3年の＜試辦教育統計規則＞（蔡鴻源（主編）[1999、17巻]）、民国4年の＜県治戸口編查規則＞と＜警察庁戸口調査規則＞（蔡鴻源（主編）[1999、13巻]）、さらに＜直省農林統計報告書暫定規定＞（『政府公報 民国2年4月份』）や＜工商統計調査通則＞（『政府公報 民国元年11月份』）など当時の法律や規定を参照のこと。

門の調査機構の設置を命じた。こうした断片的情報からではあるが、省レベルでの専門調査機構の設置は、非常に不十分であったと結論づけられよう<sup>13</sup>。

## 2 国民政府の統計組織

### 2-1 主計制度下の統計組織とその特徴

1927（民国 16）年、南京国民政府が成立するとともに、次第に政治は安定に向った。それに伴い行政機構の整備が進展し、中央の各行政部門も統計事業をこれまで以上に重要視するようになった<sup>14</sup>。1931 年 4 月国民政府に主計処が成立することにより、統計組織や政府の統計調査制度は主計制度の一部門として位置づけられ、中国統計組織の整備が、新たな段階に入ったといえよう。

いわゆる主計制度は、政府各機関での財政・経済に関連する「計算」を主宰する意味で、国家財政の監督・財務管理を主たる目的とする制度である。財政制度は行政、主計、審計など各部門との「連立総合」を条件として初めて成り立つ制度であるから、主計制度は行政などとの「連総」的關係を有する。また、主計処は中央政府の直属機関であり、その人事や予算、主計業務の施行などは、主計制度の維持上要請される形で行われ、各種具体的な行政機関とは独立である。その意味で、主計制度は「超然」的地位をも占める特徴を有する。それゆえ統計は、歳計・会計と並び主計制度を構成する 3 大業務の 1 つである<sup>15</sup>。

1930 年に作られた<国民政府主計処組織法>は、主計処の業務が歳計局、会計局および統計局によって行われることを規定している。また各行政機関所属の統計職員の採用や昇進、訓練および査定などの人事管理も、新設統計局の所管事項の 1 項としてあげられている。そのほか、各機関の統計表式と集計方法の統一、業務統計の範囲や統計事務に関する指導監督、ならびに各機関に属さない統計の編成や全国的な総合統計の編成なども、統計局の主たる業務であった。なお<主計処処務規定>により統計局には、5 つの科が設けられ、図 2 に示されるごとく、統計局は中国最高の総合的統計機構としての地位を得たのである。

---

<sup>13</sup> 詳しくは広西壮族自治区統計局（編）[1989]や、民国 6 年の<成立各省財政庁内統計専科>（蔡鴻源（主編）[1999、7 卷]）を参照のこと。また山西省には、1919 年に省長公署に統計処が設立されるまで専門調査機関がなかった。その他、民初には省レベルでの行政組織の整備が非常に遅れたことも、地方統計機構の成立に大きく影響したと思われるが、北洋政府期の後半に入ると、政治の安定性が失われ、地方調査組織の設置が不可能に近い状態になったと指摘されている（李恵村・莫日達[1993]）。

<sup>14</sup> その詳細は例えば、民国 17 年の内政部<戸口調査統計報告規則（附表式）>や、民国 17 年の工商部<全国工商統計暫行規則>、<全国工商調査報告規則>、さらに民国 18 年農林部の<全国農業統計調査報告規則>などの法規からも窺える（国民政府主計処統計局[1933]）。また孫中山の建国大綱には、小作状態の調査や土地の測量、国勢調査なども掲げられている。

<sup>15</sup> 朱君毅[1988]では主計制度がやや詳しく解説されている。

また各行政機関の統計職員は、責任者<主幹人員>（統計長、統計主任、統計員の 3 種類）と一般職員<佐理人員>に分類される。職員の人事管理については、主計処が集中的に行うことが法律を以て規定され、統計業務を正しく施行するための人員整備に関しては、制度的に保障されていた。さらに 1932 年には、中国初の<統計法>が公布されるに到り、そこには政府が編纂すべき統計の内容、および統計機構における中央と地方の関係、さらにその範囲区分、また統計報告の編成法やその報告の手続きなどが、法律の形で具体的に規定された<sup>16</sup>。

言うまでもなく、様々な法規の整備だけで質の高い統計が適確に作成出来るとは限らない。とりわけ統計表式や集計方法に関して統計局は、1933 年中央と地方の統計範囲やその権限を決定した上で、大分類で 40 余種、計 480 余の表式に昇る『各機関彙送全国統計総報告材料応用表格』を編集し、決まった表式・方法で統計を作るよう各省庁に命じた。これにより統一した形で全国統計を編成しうる可能性は大きくなったと言えよう。しかしながら、統計組織の整備はさらに難しく、調査を担当する各機関の統計機構は統計局が成立するまで、決して十分に整備されていなかったこともまた事実である。例えば中央の場合、当時の立法院と鉄道部の統計処や内政部統計司、また実業部統計科、審計院統計科など 9 つの統計調査機構と、さらに教育部や交通部などの統計業務に専従する 5 つの科を除くと、正式な専門調査機関はほぼ見当たらないのである。さらに省（市）の地方政府では、統計機構の整備が一層不十分であった。すなわち報告のあった 20 省（市）に関する情報によれば、省（市）政府秘書処に統計股（係に相当する部処、以下同じ）は 3 箇所、また民政、財政、教育、建設など省政府の主要業務 4 庁に統計股は 18 箇所、全体としても 21 箇所しかなく、省当りは 1 箇所ほどにすぎない。しかも専門機構の数が少ないだけでなく、その業務内容や集計方法も統一されていなかったと思われる。また統計職員（専門機関以外をも含む）は合計 190 人しかいなかったから、各省の平均は 9.5 人にすぎなかった計算となる<sup>17</sup>。このように 1930 年代初頭、地方統計機構の整備は、いかに遅れていたかが窺われよう。

## 2-2 1930 年代の地方統計組織

---

<sup>16</sup> ここでの記述は主に以下の法規による。民国 19 年の<国民政府主計処組織法>、民国 20 年の<国民政府主計処務規定>および<国民政府主計処辦理各機關會計、統計人員暫行規定>、民国 21 の<統計法>などである。詳しくは国民政府主計処統計局[1933]を参照。また<統計法>を施行するための<統計法施行細則>は民国 23 年に公布され、その内容は民国 36 年の『統計月報』第 117・118 巻に見られる。さらに、呉大鈞[1935]は統計局の業務やその権限などについて詳しく述べており、参考となる。

<sup>17</sup> 例えば広西省は、民初から 1932 年までは専門の統計機関が存在していなかった（広西壮族自治区統計局（編）[1989]）。また中央と省の職員の学歴は、例えば専門学校卒以上の職員は、全体の 72%と 54%であり、大きく異なっていた。より詳しくは呉大鈞[1932]を参照されたい。

30年代に入り、新主計制度に基づき、まず中央での既存統計組織を整理・充実することが急務となった。既存の統計処や統計司、統計科や統計股などは、統計処と統計室という2つの型に分類・整理された。そこでの責任者はそれぞれ統計長や統計主任あるいは統計員と呼ばれた。例えば旧立法院の統計処は、新設の主計処統計局として生まれ変わったが、立法院にはより規模の小さい統計室が新たに設置されたのである。

また内政部の統計司は、1931年の内政部組織法およびその分科規則により3科に分かれ、様々な統計事務を司ることとなった。1935年、統計司は統計処として再編され、職員数も定員数下限の36名が配置され、新設の技術室は、統計手法の研究や表式の改善などを所管することとなった（表2および図2を参照のこと）。その他、1931年の実業部組織法の規程により、実業部の統計科は統計の編成整理に従事したが、工業や商業、鉱業、労工など特定の調査・統計事項に関しては、それぞれ工業、商業、鉱業、労工などの業務各司における専任職員によって処理された。しかし32年に、実業部統計長辦公処が3科を持って成立したため、実業関係の統計はより集中することとなり、1936年には統計処に改称され、職員数も49になり、統計局以外で最も大きい統計機構となった。また新設の研究室は、特別な専門的調査をするところとされた<sup>18</sup>。

表2には、1936年時点の統計組織の機構名や職員数などが示されている。それによれば、実業部、内政部の両部にしか統計処は設置されておらず、それぞれ49人、36人の職員を持ち、他機関に比べ最も多くなっていることが分かる。農業、工業などの実業統計や人口調査を含む内政関係の統計が最も重要視されていたことが窺える。また多くの統計機構において、職員数は定員数よりも少なくなっているが、それらの機構が新しく設けられてまだ日が浅く、統計業務も想定されている量よりは少量であったためであろう。ただ中央各院・部・委27機関のうち、24は新機構をすでに設置しており、主計制度で要請された既存の統計機構の整理・充実は、1936年時点で概ね完了したと言えよう。

一方、地方政府にとっては、新機構の設置は既存組織の整理に比べ、より大きな課題であった。1933（民国22）年、〈地方行政機関統計組織暫行規則〉の公布により、地方統計制度に関する基本が規定された。例えば（1）地方統計組織は原則として、統計委員会と統計股の2種類からなり、前者は地域内の統計事業全体を所管すること、また（2）省政府所属の各庁および県政府の各局はそれぞれ統計股、専任統計職員を設置すること、さらに（3）

---

<sup>18</sup> ここで指摘した様々な法規に関しては、〈内政部統計処組織規程〉は『統計季報』（第4号、1935年12月）によるが、その他はすべて国民政府主計処統計局[1933]を参照した。また統計職員の採用に関しては、民国25年の〈主計人員任用条例〉によって詳しく定められていたが、地方統計職員の採用は当分の間、中央の主計処とは関係なく、地方政府各機関独自の方式によったという。統計室の設立及びその権限などに関しては、民国24年の〈中央各機関統計室組織及辦事通則〉（蔡鴻源（主編）[1999、40巻]）に詳しく規定されている。また中央での統計組織の整備過程は、[『統計季報』編集委員会][1935]が詳しく参考となる。

表2 統計機構の整備とその職員数(1936年現在)

中央					地方				
管轄機関	組織名	人数	定員数			省平均職員数		合計	江蘇の例
			最低	最高		I (12省)	II (6省)		
実業部	統計処	49	[22]	[46]	秘書処	6.75	12.17	154	6
内政部	統計処	36	36	70	民政庁	2.58	----	31	5
交通部	統計室	12	15	21	財政庁	3.58	----	43	2
教育部	統計室	8	11	17	建設庁	2.25	----	27	4
立法院	統計室	10	10	19	教育庁	2.33	----	28	5
行政院	統計室	6	8	12	その他	2.33	----	28	7
他の統計室(18箇所)		49	91	147	合計	19.82	12.17	311	29
合計		170	193	332					

(注)1. 27中央機関(院部委)のうち24は新機構を設置している。28省のうち21省に関しては情報が利用可能。  
 2. [ ]のなかは「科員」以上の幹部職員数を示している。  
 3. 分類Ⅱに属する四川・寧夏両省の職員数の情報は欠損している。  
 4. 広西・広東の持つ統計局の情報は表に含まれていない。また広西は統計局しか存在しない。  
 (出所):『統計月報』編集委員会[1937a][1937b]より集計・整理。

統計職員は各機関の長官によって任命され、統計股の責任者は、統計委員会の委員になりうることなどが特徴として挙げられる<sup>19</sup>。こうした整備の結果は表 2 に示されるごとく、1936年の省当りの専門職員数は、平均17人前後となる(18省の統計職員数計311人の平均)。またその配置状況を詳しく見ると、概ね2種類のパターンが形成されている。その第Ⅰ類は、省政府秘書処および民政、財政、建設、教育などの主要業務4庁のなかに、専門職員が配置されるパターンで、秘書処での平均統計職員数が6.75人と圧倒的に多い。第Ⅱ類は、すべての専門職員を省政府秘書処に集中的に配置するパターンで、その人数は12.17人であり、第Ⅰ類での職員数計19.82よりは少ない。だがいずれにしても職員数から見れば、省政府秘書処での統計機構は、地方統計制度の中で中心的役割を果たしていたことが窺えよう。

より詳しく見ると、第Ⅰ類に属する12省については、10省が秘書処で統計室や統計股を設けており、他の2省に関しては秘書処編製股および秘書処第4科がその担当部所であった。しかし民政、財政、建設、教育などの主要業務4庁の計48箇所の行政機関では、専門職員未配置の8箇所の他、統計股や統計室のような統計機構は27箇所あり、他の13箇所

<sup>19</sup> 民国22年の〈地方行政機関統計組織暫行規則〉は国民政府主計処統計局[1933]に見られる。また1940年と1942年に〈省(市)政府統計室組織規程〉と〈県(市)政府統計処組織規程〉がそれぞれ定められ、1947年には〈各省市政府統計処組織規程〉も公布されている。

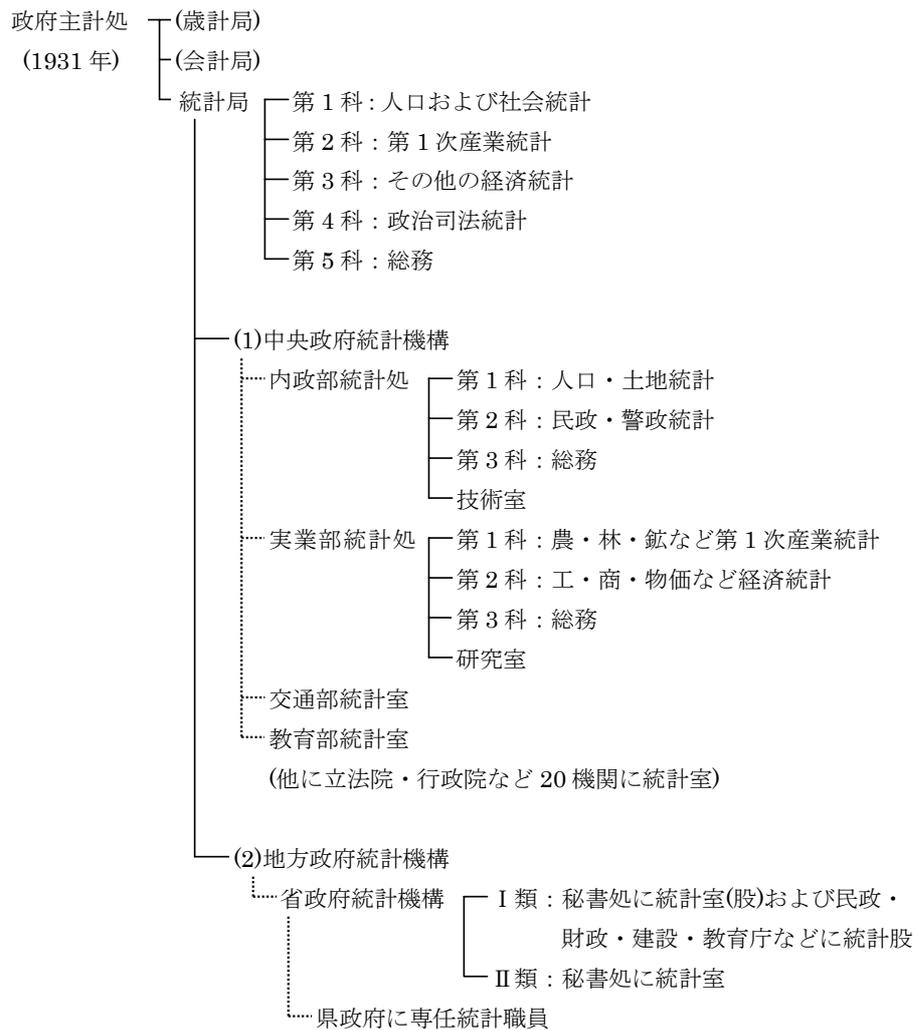


図2 主計制度に基づく政府統計機構（1936年現在）

（出所）筆者作成.

では民政庁秘書室第2股や財政庁編輯室、あるいは建設庁第1科などの形で統計業務を行っていた。それゆえ、省政府の業務統計の一部は専門機関でない所で行われていたということは否定できない。しかしながら（1）27箇所の統計股や統計室があり、数量的には全体の半分以上を超えていること、また（2）13箇所の他の機関においても、統計を専任とする職員が存在することなどを念頭におけば、第I類に属する省の統計は、概ね専門の調査機構によって行われていたといってもよいように思われる。また第II類の8省（職員数に関するデータのある6省のほか四川・寧夏2省を含む）は、すべて省政府秘書処統計室とい

う組織形態で、統計業務をより集中的に展開していた<sup>20</sup>。それは1934年の〈合署辦公〉の影響かと思われるが、その専門職員数は、第I類全体の合計数よりは少ないものの、第I類秘書処での平均職員数よりは多かった。

その他、省政府は行政院の指示を受け、1936年からは毎年の統計事業を經常業務の一環として考え、地域差はあるものの独立的経費を持つ秘書処などの統計機構が増加した<sup>21</sup>。以上に述べてきたことを総じて判断すれば、1930年代の半ばに入ってから、主計制度に要請される形での専門的調査機構は、中央だけでなく各省でもかなり設立・整備されたといえてよい。もっとも全国28省のうち、西康、熱河、綏遠、遼寧、吉林、黒竜江、新疆の7省に関しては統計機構についての情報がなく、その実態を把握することは困難であるが、当時の政治行政情勢を念頭におけば、1930年代半ばには国民政府のコントロールできる地域においての省政府の統計機構は、形として概ねできていたと考えられる。

例えば、統計職員29人を有する江蘇省では<sup>22</sup>、省政府の統計委員会は1934年に成立し、委員7人は無給職で、それぞれ省政府秘書処および他の6つの行政庁局の統計業務の監督者であった。統計委員会の中心的組織としての省政府秘書処統計室は、統計委員会と同時に設置され、統計調査や資料収集、その整理や分析、統計表の編成や刊行、統計事務の指導・監督・計画などを掌理した。また秘書処統計室が成立するまでの行政各庁・処・局では、民政庁しか統計股を持たなかったが、翌1935年の5月、7月にはそれぞれ教育庁と建設庁でも統計股が成立した。こうした事実から先進地域の江蘇省といえども、専門の調査機構の設置は決して早くないことが分かる。このことは逆に、民初期の地方統計機構は如何なる様相であったのかを物語ってくれよう。

また県は、統計情報のもっとも重要な供給源であるゆえ、如何なる方法によって県の統計組織を作るかが注目される。江蘇省民政庁は一時期、庁令という形で各県職員の中に中学校卒以上の人を選んで統計業務をさせることを命じていたが、あまり効果がなく専任統計職員の設置は見られなかった。1935年4月省政府は、〈地方行政機関統計組織暫行規則〉および後の行政院の〈解釈要点〉に従い<sup>23</sup>、各県政府に専任の統計職員を設置せよと命じた。1937年の1月時点で江蘇省61県のなかには67人の統計職員が見られるが故、統計機

---

<sup>20</sup> そのほかに例外もある。例えば広西省は、1932年から省政府に統計局を設置し、省全体の統計事務を所管させた（広西壮族自治区統計局（編）[1989]）。また、広東省は秘書処や財政庁に統計股を持つほか、省総合の統計機構として調査統計局を設け、職員38人年経費6万元以上の体制を持っていた（[『統計月報』編集委員会][1937b]）。

<sup>21</sup> 詳しくは衛生生[1935a][1935b]を参照されたい。

<sup>22</sup> ここでの議論は特に指摘しない限り、[『統計月報』編集委員会][1934] や[『統計月報』編集委員会][1937c][1937d]などによる。

<sup>23</sup> 行政院は〈地方行政機関統計組織暫行規則解釈要点〉（『統計月報』第22号、1934年8月）を公布した。省政府各庁および県政府に、少なくとも専任統計職員〈専辦統計人員〉1人の設置を要求した。

構の整備は江蘇省全域に及び、統計機構の下部組織はほぼ固められたと考えられる。

また、そのようなことは、何も典型例の江蘇省だけで起こったことではないことも銘記しておく必要がある。情報のある 21 省のいずれでも、中央行政院の指示に従い行動したと考えられるから、県の専任統計職員の設置は同じような状況にあったと我々は推測する。しかしそうとはいえ、各省にはそれなりの事情もあり、また県の専任統計職員は幹部<委任>職員の身分ゆえ、当時の県政府の委任職の職員数が 20 人前後しかなかったことを併せて考えれば、財政的、人材的にその設置は決して容易なことではなかったことも事実である<sup>24</sup>。しかし広い中国の地域差を是認しながらも、ここで我々は、様々な事実から地方統計制度の整備や全国統計の統一などが如何に重要視されていたかが想像できよう。また機構や専門職員を設置したほか、省統計の作り方や地方統計に関する法規の整備も同時に進んでいたことが確認でき<sup>25</sup>、戦前中国の統計組織は 1930 年代半ばに入り、全国的に広がり、行政の末端まで浸透してきたと、我々は考える。

だがその後抗日戦争のため戦時体制に入り、一部の地方では統計関連経費や専門職員の削減などで組織は縮小し、調査機構の業務機能の弱体化が余儀なくされた。1940 年代後半、全国統計組織の整備は新たに進み、1947 年県（市）の統計室は 852 箇所、全国の統計職員数は 4946 人で<sup>26</sup>、統計機構は 30 年代よりも充実したが、全国的統計制度の本格的な発達は新中国の建設を待たなければならないのである。

### III 政府統計

本節では戦前中国の政府統計に関して、代表的な統計データの生成過程を明らかにしながら、その調査項目や性格などを検討する。だが政府統計といっても、その範囲や内容は広く、収集方法もまたきわめて異なる。北洋政府期には、中央政府の全国に対する統治力は弱く、行政の施行も決してうまく行われていなかった。政府統計は、その精度が高いか否か、また歴史的な分析に十分耐えうるか否かなどはともかくも、情報量そのものが必ずし

---

<sup>24</sup> 例えば、河南省などは訓練班を開設し、その修了者を県の専任統計職員として派遣したこと、福建省は省財政で経費を支出することにより、その設置が出来たこと、さらに貧しい地域の貴州省の場合、既存の職員のなかから 1 人を選び統計職員としたこと、などの事例が『統計月報』に見られる。全国的に見れば、いわゆる「専任」という意味は、毎年同じ人が統計事務を担当し、彼の主たる業務が統計事務であったと解釈するのが適当であろう。

<sup>25</sup> 一般的には、各省政府統計委員会規則の中に、省統計の作り方の原則が定められている。また例えば河南省や広東省では、各県政府調査統計条例など様々な地方統計法規を作った。詳しくは『実業統計』（第 3 巻第 1 号、1935 年 6 月）などを参照されたい。

<sup>26</sup> 呉大鈞[1947]を参照。

も多くないことがこれまでところよく知られている。政府統計の代表的な例としては、農商部総務庁統計科編集発行の『農商統計表』や『全国物価統計表』、また教育部総務庁文書科編纂の『中華民国教育統計図表』、交通部統計科の『交通部統計図表』などが挙げられよう。国民政府期には、主計制度のもとで中央統計組織、および地方統計制度が次第に確立し、様々な法規が整備された。この時期の総合統計書としては、主計処統計局の『全国統計総報告』や『中華民国統計提要』、また実業部の『中国経済年鑑』などが、特に注目されよう<sup>27</sup>。以下我々は、両時期の総合統計書を参照しながら、中国経済の基本情報たる人口統計、および国民所得統計の背後にある農業や工業などの生産統計の作成過程を中心に議論していく。

## 1 人口統計

戦前中国の人口統計は、戸口調査とも呼ばれる。海関や郵政部門、さらには研究者個人や学術団体なども様々な形で人口調査を行ったが、北洋政府期の内務部や国民政府期の内政部などの政府機関が、それぞれの時期の人口データの収集・整理を担当し、そこから得られた人口に関する情報が、今日の歴史人口分析のもととなっている。とりわけ 1910 年、1912 年および 1928 年の計 3 回政権の変わり目に行われた戸口調査はこれまでもよく知られている。

一般に人口統計は、いわゆる静態統計と動態統計の 2 種類があり、それらの情報は主として定期的行われる人口センサス<戸口普查>と、普段の戸籍登記・人事登記といった戸籍行政の 2 系統の調査から得られる。だが 1851 年以後は太平天国の乱が起き、従来の保甲制度がうまく機能しなくなり、行政末端の戸籍登録も機能しなくなったため、人口情報を得るための戸口調査せざるを得なくなった。しかし戦前中国の戸口調査は、厳密に言えば一種の「登記調査」(Registration Census) に過ぎず、調査の標準時点が規定されていなかっただけでなく、具体的な調査方法も十分に定められていなかったことなどが知られている<sup>28</sup>。

例えば 1910 年の民政部戸口調査は、世帯数<戸数>調査と人口数調査に分けて行われた。まず各世帯の住む場所の入り口に、当該世帯の番号<門牌>を釘で固定する。そこから得られる戸数の情報を総計すれば世帯数になり、人口数の調査は、事前に釘で打ち付けた<門牌>のある世帯毎に調査表を配り、自記式で記入してもらう形をとった。そしてその情

---

<sup>27</sup> 『全国物価統計表』は、全国の 31 箇所にある商会の調査報告により編纂された(戦前中国の物価指数に関しては、南亮進[2004、第 10 章]を参照されたい)。また『全国統計総報告』や『中華民国統計提要』については、行政院新聞局編[1947]を参照。更には『財政年鑑』も出版されている(財政統計については、南亮進[2004、第 12 章]が参考になる)。

<sup>28</sup> 戦前の人口調査の方法については、Jaffe[1947]や文永詢[1934]と黄鐘[1933]が分かり易く、参考となる。

報は、後の戸籍登録のもととなり、各世帯毎に人口に関する変動があった場合、直ちに報告するよう要請を行った。またそれ以降、戸数については2ヶ月毎、人口数については半年毎に、調査が行われることが定められた。1912（民国元）年の内務部戸口調査は、その調査規則などが不明のため、調査方法などの詳細は知られていないが、山西・江蘇・吉林など幾つかの省は、1912年以降毎年続けて同じ形で戸口調査を実施したことが分かっている。また31か条からなる〈県治戸口編査規則〉（1915年）では、まず牌（10戸）と甲（10牌）といった組織を編成し、牌長と甲長は、戸口調査に責任を持つものと定められている。すなわちここには、行政末端の戸籍管理や登記制度を整備・充実することにより、正確な人口数を得ようとの狙いははっきりと窺える。さらに1928年内政部により公布された簡単な〈戸口調査統計報告規則〉は、〈県治戸口編査規則〉を廃止し、戸口統計表は毎年、また戸口変動表は毎月作成することを地方に命じたが、調査方法は定められておらず、例えば江蘇・浙江・安徽の3省は、依然として〈県治戸口編査規則〉に則って編成し、南京などの都市はより厳密な調査法をとった。

このように1912年以来、政府は戸籍管理が著しく混乱状態にあるがため、各年の戸口調査では全国の人口を集計する意図のほか、戸籍管理や戸籍行政をも充実・強化する目的をも併せて持たせたのである。しかしこうした「登記調査」による各省の人口データは、全国を十分カバーする年度はないがゆえ、様々な形で推計せざるを得ず、その結果、例えば民国24年編纂の『中華民國統計提要』に公表された全国人口数は、各省それぞれ異なる年度のデータによって集計された。なお1912年からの38年間に全国人口数に関して政府が公表した統計データ31個に加え、様々な推計値をも含めると計104個にもものぼる<sup>29</sup>。

ところで民初には、ある程度人口統計制度が成立していたとはいえ、国民政府期に入り政治の安定化ならびに戸籍管理・人事登記などの戸籍制度が進んだほか、内政部の統計司および処、また各省の秘書処統計室や民政庁統計股など専門の調査機構での人口情報に関する組織的収集や整理が展開したということも忘れてはならない。例えば1933年の〈全国内政統計査報通則〉によれば、人口統計は戸口統計、戸口変動統計、移民統計などの6種類があり、各地方は決まった様式に従い人口調査をするよう定められている。また30年代の保甲組織の整備は、人口統計を一層促したと考えられるため、「保甲人口統計」と呼ばれる人口情報が中国各地に大量に存在しているのではないかと想定される。それらに加え、1928年から展開された出生統計・死亡統計なども、程度の差はあるものの、各都市で着実に進展した<sup>30</sup>。民初期に比べ1930年代の政府系人口統計は、より充実し情報の量も飛躍的

<sup>29</sup> その具体的な数字や出所等は楊子慧（主編）[1996]にある。また最近の人口推計については、南亮進[2004、第2章]を参照されたい。

<sup>30</sup> 〈全国内政統計査報通則〉の詳細は、蔡鴻源（主編）[1999、40巻]を参照されたい。内政部統計処での人口統計、および江西省での保甲戸口統計や警察戸口統計、出生統計・死

に増えたと言えよう。

## 2 農業統計

戦前中国の農業や工業などに関する統計情報は、北洋政府期の農商部（当初は農林部、工商部）、国民政府時期の実業部（当初は農鋁部、工商部）によってそれぞれ収集・整理されたものが、最も一般的である。

『農商統計表』は、1912年から21年までの時期をカバー出来るが、データの質が悪いため、その評価は極めて低い<sup>31</sup>。一方、表1にも示されているように、農林統計関係の表式49種およびそれと関連する様々な調査規定が、1913（民国2）年に各省の実業司・勸業道宛てに出されたのである。そこでは例えば、農産物は穀物、果物、蔬菜、豆、繊維、製糖原料、煙草、薬材の8種類、畜産物は馬・騾驢、牛、羊、豚、家畜の5種類に分類されている<sup>32</sup>。また統計年度は、旧暦の正月1日からの1年間とされたほか、県（府・庁・州を含む）が統計情報の基本単位であることも規定されたが、各省の実業司・勸業道は自分自身で調査するのか、それとも管理下の各地方に命じて調査させるのか、さらには調査の方法や手続きなども、規定されていなかった。

農商部の成立後、農林統計は工商統計と統一され、新しい調査規則が1915年に作られた。その時、統計年度が旧工商統計と統一され、旧暦から新暦に変わり、県知事が所管の地域内で農商統計の責任を持つものと初めて明確に規定された。また1918年の〈市鎮郷農林魚牧調査報告規則〉の公布により<sup>33</sup>、各市鎮郷の長官〈董事〉は、調査の責任者として農会や老農と一緒に報告表を作り、県知事に提出することと定められたが、地方の統計機構やその専門職員は存在しなかったがゆえ、適正な方法で情報を収集したかどうかは疑問視される。

国民政府の成立後は、とくに農業や工業を含めたいわゆる実業統計がより重要視された。

---

亡統計など、各地での人口統計に関する具体例については、黄厚端[1934]や李成謨[1937]を参照されたい。民国30年に〈戸口普查条例〉が作られたが、様々な事情により実施されることはなかった。

<sup>31</sup> 例えば、劉大鈞[1929]や馬札亜爾（陳代青・彭桂秋訳）[1930]の『農商統計表』の農業統計部分に関する評価は詳しく参考となる。また国務院統計局[1917]には、初期の『農商統計表』の編成に関する説明がある。

<sup>32</sup> ただしこの分類は、実際の『中華民國3年 農商統計表』での農産物分類とはやや異なる。

<sup>33</sup> 民国7年の〈全国農商統計調査報告規則〉には、調査表式は工場や銀行用の調査表、市鎮郷農林魚牧調査表、市鎮郷工産物調査簿、県農商統計調査表、省農商統計調査表などの5種類がある。そのほか市鎮郷、県、省各レベルでの調査についても詳しく規定されている。詳しくは農商部参事庁[1925]を参照のこと。また民国4年の〈辦理農商統計調査報告総説明〉は、蔡鴻源（主編）[1999、17卷]を参照せよ。

当初は農鋁部統計委員会と工商部統計科が、それぞれ農業統計と工業統計を扱うことになるが、1932年に実業部統計長辦公処が成立することにより、実業統計の整備は大きく進展したと思われる。例えば翌33年には、〈実業部全国実業統計暫行規則〉や〈実業部全国実業調査報告規則〉などが公布された。その中で、例えば全国の実業統計は、農業、工業などの9種類に分けて編成することや、実業部の表式をもって各地方での行政機関も毎年調査することなどが規定されている。また農業統計に限って言えば、農産物の作付面積や生産高の統計、繭の生産量や製糸工場の統計、また農産物価格の統計など計25種目が挙げられる。更に1933年から実施された〈実業統計総報告〉において、農業の報表には、〈耕地経営面積調査表〉や〈主要農作物生産状況調査表〉、〈養蚕調査表〉などの計14種の調査表がある。それらを受け、省（市）政府秘書処統計室や建設庁統計股、ならびに県政府の専任統計職員は、各地の農業統計を実質的に担当し、積極的にその統計活動を展開していたと考えられる<sup>34</sup>。その結果、30年代の農業統計は格段に進歩したと言えよう。

例えば、まず民国24（1935）年編纂の『全国統計提要』には、農家数や耕地面積、農業生産など計9種目に関する1933年までの断片的統計情報がある。とりわけその中の農業生産統計は、主要作物、棉花、茶、主要蔬菜、主要果実、繭などに分類されている。しかも実業部や主計処統計局などの中央統計機関、ならびに河南省建設庁などの地方行政機関、さらには中華棉業統計会のような民間調査組織などが、30年代の前期にはそれぞれ独自に統計を集め始めたことが注目される。また1933年以降は、全国の組織的な調査活動により、各地方での農業統計は様々な形で大量に存在する。とりわけ1933年に設立された実業部の中央農業試験所は、それまでの農業関係の推計を一手に引き受け、22省の各県に散在する調査員を動員し、主要作物の栽培面積や生産高などに関する統計情報の収集・整理に当たったことは、よく知られているところである<sup>35</sup>。

### 3 工業統計

1912年には〈工商統計調査報告通則〉などが公布され、『農商統計表』の工業および鉱業・商業などに関する統計の編成が始まった。その中の工業統計に限ってみると、〈工廠統計章程〉や〈市鎮郷工産物調査章程〉〈各州県工産物統計表報告章程〉〈各省工産物統計表報告章程〉など、地方での調査規則および計44の表式があった。また調査手続きにつ

---

<sup>34</sup> 1930年代中頃の実業統計の収集組織やその成立経緯、とりわけ各省の統計専門機関の業務内容などについては、陳炳權[1935]や衛士生[1935a][1935b]を参照されたい。また1933年の〈実業部全国実業統計暫行規則〉などは、『実業統計』（第1巻、第5・6号）に見られる。

<sup>35</sup> 実業部中央農業試験所の『農情報告』を利用した農業生産高の推計作業としては、南亮進[2004、第4章]を参照のこと。

いて簡単に言えば、工場（職工 7 人以上の）に関しては県知事が責任を持って工場調査票を用いて精査し、職工 7 人未満の様々な組織の〈工産物〉の生産（家内工業も含む）については、県内各市鎮郷単位で調査される。その後県内の工業生産に関する集計が行われ、工場調査から得られた情報も県全体の集計に組み入れられる。これにより県内すべての工業生産は漏れなく集計される一方、回収した工場調査表は部に直接に送られ、工場のみを集計は農商部統計科が行う。工場調査は自記式で行い、各工場は 6 種類計 45 業種に細別されるが、市鎮郷での〈工産物〉調査は他記式で、生産物の品目は 5 種類計 36 品目に分類され、品目の下はさらに細分化され、分類中に指定されていない品目については、「その他」あるいは具体的な名称としても記入できるとされている。

〈工商統計調査報告通則〉を詳細に検討することにより、これまで様々な議論を呼んだ『農商統計表』の集計作業に関して、以下のことは確認できる。まず刑務所工場を除く県内すべての工場が集計されているので、その統計の性格は属地主義であり、県長官が管轄する域内すべての工場が含まれているはずである。ただ職工 7 人以上が工場の基準として使われるので、国民政府期の〈工廠法〉以降の工場（動力を用い、職工 30 人以上）の定義とは異なる。また〈各州県工産物統計表報告章程〉により、県レベルの 5 種計 36 品目の〈工産物〉の集計情報には、工場調査から得られた生産物の情報も入っているはずである。それゆえ、全国の生産品目統計には、工場による生産〈近代工業〉と工場以外の生産〈手工業〉の両方が含まれている。しかし言うまでもなく、各県の集計担当官が如何なる方法で工場調査から得られた情報を生産品目の集計に組み入れたかは、必ずしも明瞭ではない<sup>36</sup>。

その他、統計年度は新暦による 1 年間である。また調査担当者の責任者は、例えば県では県長官であり、勸業課の職員は工場の確認や調査表の配布・回収など工場調査全般を担当し、市鎮郷調査の場合には、市鎮郷の〈董事〉および自治職員、警察などが、事前に定められた区域内を一戸ずつ調査するものと規定される。これらにより、「省実業司・勸業道—県長官・勸業課—市鎮郷」のような 3 段階の調査体制が、工業統計に際しては確立していたと考えられる。その後新規則の公布により、調査の内容や調査を担当する調査人員については多少の変更があるが、概ねそのまま維持できたと考えられる。

国民政府成立後の工業統計は、大幅に進歩したと判断される。例えば、主要都市の工場に限定した調査『全国工人生活及工業生産調査統計報告書』が、工商部から 1929 年に出版され、30 年代に入ってから 5 つの省しか調査できなかったものの、『全国実業誌』が実業部より出版された。また 1934 年から 36 年までに同じ実業部により『中国経済年鑑』が毎年公表された。なお〈実業部全国実業統計暫行規則〉に基づく工業統計には、国営や民営の工場、工業原料や生産品統計など計 25 種が含まれている。更に、1933 年から正式に行

---

<sup>36</sup> 『農商統計表』の中の工業統計を巡る議論については、例えば久保亨・関権・牧野文夫 [2000] を参照されたい。

われることとなった<実業統計総報告>の工業関連の報表は、<工廠調査表>や<工廠概況調査表>（職工 30 人未満の場合）、<手工業工人数及産量調査表>など 7 つの表があり、各地方における調査や報告などが求められた。こうした要請に基づき各地の調査機関は体系的に情報の収集・整理に当たったものと考えられる。その他、各地方はそれぞれ固有の事情に応じながら、独自の調査もまた展開し、工業統計も農業の場合と同様、各レベルで様々な目的に応じて行われたといつてよい。

ただ組織的調査により統計の情報量が増加したとはいえ、農業統計と同じく、全国ベースの工業統計が容易にまとめられるわけではないこともまた事実である。例えば民国 24 年編纂の『全国統計提要』には、上海や青島などの都市および華商紗廠聯合会で把握されている紡績工場の情報しか掲載されていない。次の民国 29 年編纂の『全国統計提要』では、戦争の影響もあり十分に編集できなかったとはいえ、30 年代組織的に展開した統計調査機関の成果が多少なりとも見受けられる。すなわち 1934・35 年の主要都市の工場（工場法適用のもの）に関するやや詳しい情報や、全国の機械工業や化学工業・紡織工業・農村工業などの工場ベースの積み上げによる時系列データ、また 1934 年の製粉工場やマッチ工場・煙草工場・製紙工場などの生産高に関する統計情報がそこには見られる。なお言うまでもなく、最も良く全国をカバーした工業調査は、国民政府軍事委員会が 1937 年に刊行した『中国工業調査報告』であり、これまでもよく利用されている<sup>37</sup>。

#### IV 結びに

以上の考察には、幾つかの新しい知見も含まれていたが、その反復は避け、最後に我々は要約をも兼ねて、戦前中国の統計機構を総合的に評価しておきたい。まず 1 つに、統計機構の設立や整備そのものは、中央政府における行政能力の高さ、言い換えれば中央政府の地方政府に対するコントロール力により、大きく左右されることである。清末期に新しい政策の運営に伴い、専門的な統計調査機構の整備が始まったが、北洋政府期はまだ中央政府の全国に対する統治力が弱く、地方行政の整備とりわけ省行政組織の調整が不十分であったがゆえ、満足できるような統計機構の設立はほぼ見られなかった。その後国民政府の成立により、全国の行政組織が次第に統一され、中央政府が地方行政の実態を正しく把握するため、中央統計局の設置や全国統計組織網の整備、ならびにそれらに必要とされる様々な規則や法律など統計制度全般が急速に立ち上がって来た。かくして 1930 年代の中頃

---

<sup>37</sup> 1935 年実業部は、各省からの報告に基づき、<重要工業工廠統計>、<重要都市工廠統計>など計 6 種類の統計を編纂していることが分かる（衛士生[1935b]）。また戦前中国の工業推計に関する最近の研究としては、久保亨・関権・牧野文夫[2000]などを参照されたい。

には、中国の統計機構が機能し始め、制度的にも一応できあがったとあってよい。

また 2 つには既にも確認したごとく、戦前中国の政府統計とりわけ人口統計や農業・工業統計は、ようやく 30 年代にその情報量が増大してきたというだけでなく、その収集や編纂が専門の調査機関と統計職員によって担当されるようになったということの重要性もまた、十二分に強調されなくてはならない。すなわち広大な国土をもつ中国の場合、全国的なセンサスが十分に行われていないため、標本調査（含む典型調査）のための信頼に足りるフレームも存在していないがゆえ、多くの統計はどうしても各部の業務統計に頼らざるをえない。それゆえ、それを支える省政府や州政府の統計組織の充実こそが、業務統計の質を規定するといってよい。だがこれまでに検証してきたように、1930 年代には秘書処統計室や庁局の統計股あるいは県専属の統計職員の設置や任命など、専門機関や専門職員による統計の収集業務が、かなりの省でよく遂行されるようになった。つまりこうした意味で、中国の政府統計は、30 年代に大幅に改善されたのであるが、それは同時に統計そのものの信頼性や質の向上をも含んでいたことが、看過されてはならないのである。

終わりに 3 つとして、確かに 30 年代にはこうした様々な統計制度上の改善が多く見られたものの、国際的な視点に立つとき、戦前中国の統計システムはやはりまだその統計概念の不統一性や調査員の質や量、調査費用などの点において改善の余地も大きい。

もとよりこうした統計制度の質的向上は、単に統計機構の整備のみや専門職員の増加だけで達成されるものではなく、人々の社会意識や政府に対する信頼度、あるいは社会的な同質性や教育水準、国民の一体感なども深く関連していることは否めない。それゆえ、戦前中国の政府統計は基本的にまだ不統一な状況にあり、全国的に十分体系化されるのは、当時の政治状況もあり、本格的統一統計の発行は新中国の成立まで待たなければならなかったのである。その意味で逆に、戦前中国の全体像を把握するための統計的推計作業は、今日の重要な研究テーマの 1 つでもある。さらに言えば、断片的な各地・各産業に関する統計情報を十分に吟味しながら、具体的事例研究を積み重ねマクロ的に分析していくことは、今後の中国経済史研究の大きな課題でもあろう。

## 主な参考文献

- 衛士生[1935a]「中国実業調査及統計工作状況」『実業統計』第3巻第4号(8月)。
- 衛士生[1935b]「中国実業調査及統計工作状況(続)」『実業統計』第3巻第5号(10月)。
- 王士達[c1933]『民政部戸口調査及各家估計』社会調査所。
- 行政院新聞局編[1947]『統計事業』同局。
- 久保亨・関権・牧野文夫[2000]「中華民国期の工業生産額推計」一橋大学経済研究所編『中華民国期の経済統計：評価と推計』(COE 中国部会ワークショップ報告論文集)。
- 黃厚端[1934]「内政部統計機關之組織及事業」『実業統計』第2巻第5号(10月)。
- 黃鐘[1933]「評民国17年我国人口調查的方法」『統計月報』第14号(11・12月)。
- 国民政府主計処統計局[1933]『關於統計各種法規摘要』同局。
- 国民政府主計処統計局編[1936・40]『中華民國統計提要』24年輯、29年輯。
- 國務院統計局[1917]『民国行政統計彙報 第6編 農商類』國務院印鑄局。
- 吳大鈞[1932]「我国統計制度之研究」『統計月報』第7号(9・10月)。
- 吳大鈞[1935]「主計処統計局之組織及其事業」『統計季報』第1号(3月)。
- 吳大鈞[1947]「我国之統計事業」『統計月報』第113・114号(1・2月)。
- 広西壮族自治区統計局(編)[1989]『晚清和民国時期広西統計史料摘編』中国統計出版社。
- 蔡鴻源(主編)[1999]『民国法規集成』(7・10・13・16・17・40卷) 黃山書社。
- 朱君毅[1988]『民国時期的政府統計工作』中国統計出版社。
- 徐矛[1992]『中華民國政治制度史』上海人民出版社。
- 錢実甫[1984]『北洋政府時期的政治制度』中華書局。
- 陳炳權[1935]「中国的実業統計」『実業統計』第3巻第2号(4月)。
- 程幸超[1992]『中国地方行政制度史』四川人民出版社。
- [『統計月報』編集委員会][1934]「江蘇省政府統計委員会組織規程」『統計月報』第24号(10月)。
- [『統計季報』編集委員会][1935]「筹設中央各機關統一統計組織之經過」『統計季報』第2号(6月)。
- [『統計月報』編集委員会][1937a]「中央各統計处室現状一覽表」『統計月報』第27号(1月)。
- [『統計月報』編集委員会][1937b]「地方行政機關統計組織一覽表」『統計月報』第27号(1月)。
- [『統計月報』編集委員会][1937c]「江蘇省統計組織及行政概況」『統計月報』第31号(5月)。

[『統計月報』編集委員会][1937d]「江蘇省統計組織之事業概況」『統計月報』第 31 号 (5 月)。

農商部参事庁[1925]『農商法規彙編』同庁。

文永詢[1934]「我国曆来之人口調査」『統計月報』第 26 号 (12 月)。

馬札亜爾 (陳代青・彭桂秋訳) [1930]『中国農村經濟研究』神州国光社。

南亮進[2004]『中国の近代經濟成長と構造変化に関する数量的・総合的分析：日本との比較  
発展史』(平成 12 年度～平成 15 年度科学研究費補助金 (基盤研究 (B) (1)) 研究成果報告書)。

楊子慧 (主編) [1996]『中国歴代人口統計資料研究』改革出版社。

劉叔鶴[1990]『中国統計史略』湖北人民出版社。

劉大鈞[1930]「中国之統計事業」『統計月報』第 2 卷第 10 号 (10 月)。

劉大鈞[1929]「中国農田統計」『中国經濟学社社刊 中国經濟問題』商務印書館。

李惠村・莫日達[1993]『中国統計史』中国統計出版社。

李成謨[1937]「江西各縣市人口統計之現状」『統計月報』第 28 号 (2 月)。

Jaffe, A.J. [1947] “A Review of the Censuses and Demographic Statistics of China,”  
*Population Studies*, 1(3, Dec.), 308-337.

『政府公報 中華民國元年 11 月份』文海出版社、1971 年。

『政府公報 中華民國 2 年 4 月份』文海出版社、1971 年。

(その他、様々な規則・法規などは多数あり本文を参照されたい)